

12月13日（月）

令和3年12月13日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）			
2番	坂本康郎		（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人		（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番	山内佳菜子		（県民連合会宮崎）
5番	武田浩一		（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿		（同）
7番	窪菌辰也		（同）
8番	佐藤雅洋		（同）
9番	安田厚生		（同）
10番	日高利夫		（同）
11番	川添博		（同）
13番	中野一則		（同）
14番	凶師博規		（無所属の会 チームむか）
15番	有岡浩一		（郷中の会）
16番	重松幸次郎		（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美		（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉		（県民連合会宮崎）
19番	井本英雄		（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫		（同）
22番	山下博三		（同）
23番	右松隆央		（同）
24番	西村賢		（同）
25番	二見康之		（同）
26番	日高陽一		（同）
27番	井上紀代子		（県民の声）
28番	河野哲也		（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二		（県民連合会宮崎）
30番	満行潤一		（同）
31番	太田清海		（同）
32番	坂口博美		（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士		（同）
34番	徳重忠夫		（同）
35番	日高博之		（同）
36番	星原透		（同）
37番	蓬原正三		（同）
38番	丸山裕次郎		（同）
39番	濱砂守		（同）
欠席議員（1名）			
21番	外山衛		（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第15号まで及び第20号の各号議案、請願第10号から第12号までの各号請願、並びに継続審査中の請願第3号、第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願3件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第9号については賛成多数により、議案及びその他の請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、53億6,800万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金36億8,800万円余、県債13億2,400万円余であります。

次に、議案第20号に係る補正は、国の経済対策等に伴う経費について措置するもので、19億6,600万円余の増額となっており、歳入財源は全額国庫支出金となっております。

これらの結果、補正後の一般会計の予算規模は6,867億400万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は、一般会計で1,200万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,422億6,000万円余となります。

また、会計管理局の補正予算は、随意契約の対象となる物品の調達システムを改修するため、800万円余を増額するものであり、この結果、補正後の予算額は9億8,800万円余となります。

次に、議案第9号から第11号までの「工事請負契約の締結について」であります。

これらは山之口運動公園内に建設する新宮崎県陸上競技場に係る主体工事及び電気工事の契約についてであります。このことに関連して委員より、「当施設の収容観客数に対して駐車場が少ないのではないかとの意見もあるが、大規模なイベントが開催された際の対応はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「周辺の公共施設の駐車場を臨時駐車場とし、そこからシャトルバスを運行するなど、都城市や公共交通機関と連携して対応したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国民スポーツ大会の開会式では、選手をはじめ多くの関係者が参加することから、駐車場の確保に加えて、周辺の道路や公共交通機関の混雑が予想されるため、当日の周辺住民の生活に支障が出ないよう準備を進めていただきたい」との要望があり、当局より、「駐車場の確保をはじめ、国民スポーツ

大会の際の交通計画については、これから十分に検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県公共施設等総合管理計画の変更についてであります。

このことについて委員より、「施設の長寿命化を図ることで、維持管理・更新等に係る費用を低減できることが示されているが、全ての施設について長寿命化を図れば、かえって経費がかかり、費用の低減は難しいのではないか」との質疑があり、当局より、「今後の利用状況も含めて活用が見込まれない施設については、廃止や売却等を進めて総量を適正化するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ることで、総体的に施設の維持管理・更新等の費用を削減してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「入居者のいない職員宿舎をはじめ、既に役目を終えている施設もあるため、本計画に基づき、長寿命化対策の推進と併せて、不要な施設の整理についても取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「私学助成の拡充・強化を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第10号に基づくものであります。

少子化による急激な生徒等の減少は、保護者からの学納金と行政からの経費助成によって支えられている学校法人の経営に深刻な影響を与えており、私立学校においては、教育のデジタル化における公立学校との格差是正や、安全を確保するための学校施設の耐震化が急務となっています。

国の進める教育改革に的確に対応し、教育活動を維持・向上させる取組を進めるためには、公教育の一翼を担う私立学校を運営する学校法

人の財政基盤の安定化が不可欠であることから、国に対して、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持しつつ、一層の拡充を図るとともに、ICT環境の整備や学校施設の耐震化をはじめとする教育環境の整備をさらに充実するよう、強く要請するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出について、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、生活福祉資金の貸付金に関する経費等について24億9,500万円余を、議案第20号が、新型コロナウイルスの検査促進に関する経費等について20億400万円余

を、それぞれ増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,826億6,200万円余となります。

このうち、新規事業「新型コロナウイルス検査促進事業」についてであります。

この事業は、感染防止対策と日常生活の両立に向けた、国の「ワクチン・検査パッケージ」の活用や、感染拡大時におけるPCR検査等を無料で実施するための全県的な検査体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「健康上の理由などによるワクチン未接種者が対象となっているが、検査が無料で受けられるため、虚偽の申告により検査を受ける場合が想定される。そのような場合の対応はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「不適切な検査の申込みが判明した場合は、検査費用の負担を求める場合があることも含め、まずは適切な利用について、しっかりと周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「虚偽の申告により検査を受けた場合の対応については、対策をしっかりと講じていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「全県的に満遍なく検査所を設けて、都市部だけでなく中山間地域でも、希望される方が速やかに検査が受けられる体制を早急に整えていただきたい」との要望があり、当局より、「検査を希望される方が、身近なところで検査を受けることができるよう、できる限り早く整備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当事業は、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常を実現する上で、大変

重要な取組であることから、必要な検査体制を構築していただくよう、強く要望いたします。

次に、病院局の条例改正についてであります。

これは、県立宮崎病院の再整備に伴い、病室使用料の上限額を引き上げるため、条例を改正するものであります。

このことについて委員より、「病院の再整備に伴い、病室使用料の変更は事前に想定されははずだが、なぜこの時期に改正するのか」との質疑があり、当局より、「使用料については、適切に設定する必要があるため、工事完了後に部屋面積や設備等が確定した段階で算定するのが適当であるとの判断から、この時期の改正となったものである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在、個室を使用している方が引き続き個室を使用する場合は、料金の負担が大きくなることから、該当する方々への丁寧な説明や支援をお願いしたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願第3号については、請願者からの取下げ申出を承認し、そ

他の案件については、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、春季プロスポーツキャンプ受入れに係る感染症対策に要する経費や旅行需要を喚起するための経費等を措置するものであり、議案第1号で1億1,900万円余の増額、議案第20号で一部事業費を見直したことにより、3,700万円余を減額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は622億円余となります。

このうち、新規事業「春季プロスポーツキャンプ受入強化事業」についてであります。

これは、昨年度、無観客となったスポーツキャンプについて、有観客での実施を見据えた感染症対策や観光客の県内周遊を促進し、経済効果の回復を図るものであります。

このことについて委員より、「有観客でキャンプを進めていくということだが、観客数の制限なく、誰でも見ることができるのか」との質疑があり、当局より、「感染防止対策を取れば、人数制限を設けなくてもよい規定になっているので、球団及び受入れ市町等と、観客数も含め安全対策を協議している」との答弁がありました。

また、「タクシーやレンタカーを活用した観光周遊キャンペーンについては、どのような支援を行うのか」との質疑があり、当局より、「1,500円で3,000円分利用できるタクシー回数券や、レンタカー利用料を5,000円割引くための原資を支援する」との答弁がありました。

次に、「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託予定者についてであります。

これは、新宿みやざき館KONNE 2階にある飲食店舗の業務委託期間が今年度末で終了することから、来年度以降の委託予定者を決定したものであります。

このことについて委員より、「県の飲食店舗を運営させるためには、業務委託予定者に対して、コンプライアンスの徹底を強く求めるとともに、組織の信頼性をしっかりと確認し、県民に対して責任を持って説明できるようにした上で、契約の手続を進めていただきたい」との意見があり、当局より、「県民をはじめ、全国の方々の信頼を損なわないよう、責任を持って契約に向けた交渉を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務委託予定者に対しての信頼性の確保とともに、提案内容について、責任を持って履行することを担保していただき、食の魅力の情報発信や、県産品の販売・消費及び販路拡大につながる店舗運営を行っていただくよう要望します。

次に、訴えの提起についてであります。

これは、宮崎市折生迫の県有地の処分を進めるに当たり、前所有者が設定した抵当権の抹消登記手続を求める訴えを提起するものであります。

このことについて委員より、「この県有地は、抵当権を抹消した後はどのように活用される予定なのか」との質疑があり、当局より、「まずは地元の宮崎市に利用予定がないか照会を行い、利用がなければ一般競争入札により処分する」との答弁がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、穴ぼこ事故などによる損害賠償額を定めたことについて、複数か所で報告がなされたものであります。

このことについて委員より、「道路の異常箇所の補修はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「パトロール中に発見した穴ぼこ等については、その場で応急的な補修を行うが、抜本的な工事が必要な場合は、別途発注して補修を行う」との答弁がありました。

また、別の委員より、「白線や中央線などの道路の標示が薄くなっているところがあり、雨の日や夜間は特に見えにくく、危険を感じることもあるため、道路の安全管理を徹底していただきたい」との意見がありました。

次に、「疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」についてであります。

先ほど報告しましたとおり、請願第3号については取下げを承認いたしました。その願意を含んだ、より包括的な財政支援を求める意見書を提出するものであります。

長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大や外出自粛により、飲食業などの中小企業や個人事業主は大きな打撃を受け、非正規労働者をはじめとした働く人たちの暮らしは大変厳しい状況に追い込まれています。

このような状況下において、県民の暮らしを守り、社会経済活動を再開していくため、国に対して、緊急の支援はもとより、コロナ以前の状況に戻るまで切れ目のない継続的な支援を要望するものであります。

当該意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところであり、議長においてよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は441億4,500万円余となります。

次に、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億5,800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は225億8,600万円余となります。

このうち、災害関連緊急治山事業についてであります。

この事業は、7月豪雨から9月の台風14号により被災した宮崎市内海の磯平地区ほか3か所について、復旧整備を行うものであります。

このうち宮崎市内海の磯平地区について委員より、「被災地域は山地災害危険地区に該当し

ていないとのことであるが、数年ごとにこういった土砂災害が発生している日南海岸線沿いには、危険地区がどれくらいあるのか」との質疑があり、当局より、「国道220号沿いの宮崎市から日南市までの区間においては、39か所が山地災害危険地区となっている」との答弁がありました。

今回の台風14号に伴う土砂災害により国道220号とJR日南線が寸断され、通勤・通学が困難になるなど、多くの県民の日常生活に甚大な影響が及びました。

当委員会といたしましては、工事の早期着手に努めていただくとともに、繰り返し発生する山腹の崩壊に備え、計画的な治山対策に加えて、災害に強い森林の在り方を研究するなど、様々な観点から検討していただきますよう要望いたします。

次に、公共建築物等における木材利用の事例についてであります。

このことについて委員より、再整備が計画されている宮崎県東京ビルにおける県産材利用に係る努力について質疑があり、当局より、「県有施設等への県産材利用については、県産材利用推進委員会において、全庁的に様々な視点から協議・検討を行ってきたところではあるが、今後、宮崎県東京ビル再整備については、所管している総務部と連携して、本県の充実した木材供給体制をはじめ、木材利用技術センターでの技術的な相談・試験体制や県産材の活用事例をアピールし、魅力ある活用を期待して、当部としてできることに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、様々な施設等で県産材の利用が促進されるよう、関係部局との情報共有を行うとともに、本県の優れた木材加工技術を

生かした利用方法を提案するなど、これまで以上に営業力を発揮し、積極的なPRに取り組んでいただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で16億6,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,142億7,400万円余となります。

このうち、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業についてであります。

この事業は、建造から16年が経過し、経年劣化が進んでいる現船に代わり、新しい実習船を令和4年度までに建造するものであります。

このことについて委員より、「実習等に使用する期間外に、海洋高校以外の高校生や小中学生が利用しているとのことであるが、どのよう

な感想が得られているのか」との質疑があり、当局より、「実習船で海に出なければできないような、実験や研究、観察が行われ、非常に有意義な教育活動を行うことができたとの感想をいただいている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新しい実習船についても、実習の効果を高めることはもとより、小中学生の体験乗船に活用するなど、十分な利活用が図られますよう要望します。

次に、宮崎県立特別支援学校教育整備方針(素案)についてであります。

このことについて委員より、「就職を目指す知的障がいのある子供たちに専門的な職業教育を行う高等特別支援学校を、どのように設置していくのか」との質疑があり、当局より、「既存の特別支援学校では、敷地が非常に狭く、教室不足の状況にあるため、既存の特別支援学校以外のところに、県内複数校での設置を検討していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「小林こすもす支援学校のように、障がいのある者とない者が共に学ぶインクルーシブ教育を積極的に取り入れていく計画はあるのか」との質疑があり、当局より、「既存の高等学校の空き教室の有効活用という観点からも、既存の高等学校に併設して設置することも検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、インクルーシブ教育の理念に沿って、障がいのある者とない者が共に学ぶ環境を整備し、多様な学びの場の充実を推進していただくよう要望いたします。

次に、議案第8号についてであります。

今回の条例改正は、歩行者用信号の情報を電波で発信し、歩行者にスマートフォンを通して通知する信号機、いわゆる高度化P I C Sに関

する記述を追加するものであります。

このことについて委員より、「高度化P I C Sは、視覚障がい者や高齢者の安全を支援するために有効であるが、県内でどのように導入していくのか」との質疑があり、当局より、「既に5つの県で導入されており、先進県の整備状況や効果を研究してまいりたい」との答弁がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

このことについて当局より、警察職員による交通事故等が6件発生したことから、職員の事故防止対策等を一層推進してまいりたいとの説明がありました。

このうち、老朽化した交通信号機の車両用灯器部品が落下し、駐車中の車を損傷した事案について、委員より、「信号機が老朽化し、部品が落下するまで交換等の対応ができなかったのはなぜか」との質疑があり、当局より、「業者に委託し、定期的な点検は行っていたが、早急に交換が必要であるという報告がなかった。今年度に交換することとなっていたが、交換前に事故が発生したものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回の事案を契機に、信号機の老朽化による事故が発生しないよう、信号機点検の在り方を再検証していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党を代表して、「消費税インボイス制度の中止を求める意見書を国に提出することを求める請願」について、賛同し採択すべき立場から討論いたします。

本請願は、2023年10月から消費税申告にインボイス制度が実施されますが、この制度の中止を求める意見書を提出していただきたいというものであります。

インボイス制度とは、一言で言って、消費税の仕入れ税額控除の要件として、事業者登録番号が付された請求書の保存を求める制度であります。この登録番号は税務署が発行するもので、消費税の課税事業者にならなければ受けられないものであります。また、消費税申告の際、登録番号の発行を受けている事業者以外から仕入れをしている場合、仕入れの税額控除を受けられないというものであります。年間の売上げが1,000万円以下の小規模事業者は免税業者であります。その数はおおよそ480万から500万者と言われておりまして、この制度の導入は、こうした小規模事業者にとって死活問題と

なります。

インボイス制度導入の理由の一つに、「免税事業者は、消費税を申告納税せず、懐に入れて」として、いわゆる「益税」の解消に役立つというものです。消費税の納税者は消費者ではなく、年間売上げが1,000万円を超えた事業者であります。たばこ税や酒税、揮発油税などの間接税は、商品を対象に課税されているのに対して、消費税は、事業者の営みによって生み出された付加価値を対象に課税されます。消費税の納税額を計算するには、仕入れ税額控除という仕組みが必要であります。たばこ税などの間接税には、この仕組みはありません。したがって、消費税は間接税ではなく、事業者が負担する直接税と解釈すべきものであります。

御承知のように、所得税、相続税、贈与税、事業税、住民税などの直接税には基礎控除があり、この基礎控除を超えない場合は申告及び納税が免除されます。消費税の免税点制度も、こうした基礎控除と同じで、売上げ1,000万円以下の事業者は免除されます。この免税点制度について財務省は、「小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられた措置」と説明しています。

例えば900万円の売上げで利益率が25%の場合、所得は225万円となります。ここから消費税を納入するとなれば、商売はおろか生活もままならないことになるのは明らかであります。

国税当局は、消費税は預り金といって益税論を振りまいてきました。しかし、消費者と事業者の関係で、「消費税を預かる」という理論は成り立ちません。1990年、「自分の払った消費税が税務署・国家に入っていない」ことを不服として争われた東京地裁、同年の大阪地裁の判決は、「消費者が事業者に対して支払う消費税

分は、あくまでも商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しかない」と結論づけました。つまり、消費者が事業者に払うのは対価であり、平たく言うなら物価であります。総額表示の義務化が、それを裏づけております。

インボイス制度が強行されるなら、500万と言われる免税事業者は廃業の危機にさらされます。3つの選択肢しかありません。1つは、免税事業者のままであるなら、登録番号を税務署から付番されませんから、取引から排除されることになります。2つに、登録番号の付番を受けるため、課税事業者になって消費税を納める道ですが、例えば年間300万円を売り上げている個人タクシーの場合、簡易課税を選んでも、消費税は15万円となります。3つ目の選択として、消費税分を値引きして、今までどおりに仕事を続けさせてもらうというものであります。

3つの選択肢は、いずれも深刻な道であります。この選択を迫られているのは、看板を出して地域から認知されている事業者だけではありません。スポーツジムのインストラクターやコロナ禍で活躍しているデリバリーの配達員、保険会社の外交員、シルバー人材センターで働く高齢者などが含まれることになります。

コロナ危機の中で小規模事業者に追い打ちをかける、この制度の導入に対して、日本商工会議所、日本税理士連合会、全国中小企業団体連合会など多くの団体が、中止や延期を求めているものであります。私も今回、この制度を少し勉強させていただきましたが、この制度の内容はほとんど知らされておらず、小規模事業者の皆さんが理解されていないのが現状であります。どう課税するか、課税業務は国政の中心中の中心課題であります。この制度の内容が知ら

されていない状況でありますから、延期を求める声上がるのは当然であります。

小規模事業者の死活に関わり、地域経済に重大な影響を及ぼすインボイス制度の導入に反対して、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

◎中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第15号まで
及び第20号採決

◎中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第15号まで及び第20号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第3号採決

◎中野一則議長 次に、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願については、請願者から取下げの申出があり、付託先の商工建設常任委員会において、これが承認されております。本請願の取下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取下げは承認されました。

◎ 請願第11号採決

◎中野一則議長 次に、請願第11号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第10号及び第12号採決

○中野一則議長 次に、請願第10号及び第12号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

○中野一則議長 まず、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたしま

す。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和3年12月13日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

農林水産業等における燃油価格高騰対策の
拡充に関する意見書

議員発議案第2号

コロナ禍における自殺者数の増加を受け対

策を求める意見書

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な
対策を求める意見書

令和3年12月13日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 総務政策常任委員長 西村 賢
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第4号

私学助成の拡充・強化を求める意見書

令和3年12月13日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 商工建設常任委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第5号

疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜
本的拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第1号から第5号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案
を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項
の規定により、説明を省略して直ちに審議する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案
について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よっ
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○中野一則議長 次に、議員派遣の件を議題と
いたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付
のとおり、議員を派遣することに御異議ありま
せんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よっ
て、お手元に配付のとおり、議員を派遣するこ
とに決定いたしました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全
て終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。

令和3年12月13日(月)

執行部及び議員各位におかれましては、一層御
自愛の上、新たな年を御健勝で迎えますよ
う、心から祈念申し上げます。

これもちまして、令和3年11月定例会を閉
会いたします。

午前10時47分閉会

